

○ふじみ野市公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 ふじみ野市公衆無線LAN利用規約（以下「本規約」という。）は、ふじみ野市（以下「本市」という。）が市民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する市民及び来訪者をいう。

(サービス内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

2 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず利用者が費用を負担するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスを利用できる場所及び利用時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、本市が必要と認めるときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

2 利用場所において、本市は、1回当たりの接続時間及び接続回数の上限を設定することができる。

(利用条件)

第5条 本サービスの利用は、本規約及び本市の委託する通信事業者の定める利用上の注意に同意した者に対し認めるものとする。ただし、未成年者が利用する場合は、あらかじめ保護者の同意を得るものとし、保護者の責任の範囲内で利用できるものとする。

2 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げるものを準備するものとする。
(1) 無線LANに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 利用者は、他者の迷惑にならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続き)

第6条 利用者は、本サービスに接続したときに、Webブラウザに表示される手順に従い、必要事項を入力し、利用の申込みを行うものとする。

(通信利用の制限)

第7条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第8条 本市は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができるものとする。

(1) サービスの利用状況を調査する場合

(2) サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(3) その他本市が特に必要があると認める場合

2 本市は、前項の規定により取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。この場合において、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末及び利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(著作権)

第9条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。)は、本市又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、本サービスの利用にあたって、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本市又は第三者に不利益や損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

(2) 本市又は第三者の財産、名誉、著作権やその他権利、プライバシー等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 公序良俗に反する行為及び公序良俗に反するおそれのある行為

(4) 誹謗中傷行為

(5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

(6) 性風俗、宗教又は政治に関する活動

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、使用又は提供する行為

(8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(9) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為
(利用資格の停止及び削除)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することもなく、直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すものとする。

- (1) 第10条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると本市が判断した場合
(運用の中止要件)

第12条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの利用を中止することができるものとする。

- (1) 本サービスの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、洪水、停電その他の非常事態等が発生し、通常通り本サービスの運用ができない場合
- (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、本市が本サービスの提供を中止すべきと判断した場合
(免責事項)

第13条 本市は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、有効性、通信の速度等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本市は、第10条に該当する利用者の行為によって本市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、一切の責任を負わないものとする。
- 3 本市は、第11条に規定するサービスの利用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- 4 本市は、次に掲げる利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 利用者の端末のウイルス感染等による被害、データの破損及び漏えいによる損害
 - (2) その他本サービスに関連して発生した利用者の損害
- 5 本市は、利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、各種ソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わないものとする。
- 6 本市は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。
- 7 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。
- 8 利用者が本規約に違反したことにより本市が損害を被った場合は、その損害

を利用者が負担するものとする。

(規約の変更)

第14条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約又は本サービスに関連して本市と利用者間で紛争が生じた場合、本市を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

利用場所	住所	制限時間	回数制限	SSID	利用時間
ふじみ野市役所1階ロビー	ふじみ野市 福岡一丁目 1番1号	1時間	なし	Fujimino_City_Free_Wi-Fi	開庁時間内
大井総合支所1階ロビー	ふじみ野市 大井中央一丁目1番1号	1時間	なし	Fujimino_City_Free_Wi-Fi	開庁時間内
出張所2階ロビー	ふじみ野市 霞ヶ丘一丁目2番7号	1時間	なし	Fujimino_City_Free_Wi-Fi	開庁時間内
上福岡西公民館1階ロビー	ふじみ野市 上福岡五丁目2番12号	1時間	なし	Fujimino_City_Free_Wi-Fi	開館時間内